

令和元年度 守谷市定期監査報告書

1 実施期間 令和元年10月から令和2年2月まで

2 執行者 代表監査委員 高瀬尚則
監査委員 川名敏子



3 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査

4 対象部署からの聴取

(1) 令和元年10月31日(木) 午前9時から午後5時まで

総務部市長公室：秘書課，企画課，財政課

総務部：総務課，管財課，税務課，納税課

(2) 令和元年11月28日(木) 午前10時から午後4時まで

生活経済部：生活環境課，交通防災課，市民協働推進課，総合窓口課，
経済課

(3) 令和元年12月25日(水) 午前9時から午後4時まで

保健福祉部：社会福祉課，児童福祉課，土塔中央保育所，北園保育所，
介護福祉課，国保年金課，保健センター

(4) 令和2年1月28日(火) 午後2時から午後3時まで

上下水道事務所 上下水道課

(5) 令和2年1月29日(水) 午前10時から午後3時まで

都市整備部：都市計画課，建設課

その他の部署：会計課，議会事務局

(6) 令和2年2月27日(木) 午前10時から午後3時まで

教育委員会：学校教育課，指導室，生涯学習課，学校給食センター

5 監査の範囲

令和元年度当初(平成31年4月1日)から監査執行の前月末までに執行された、守谷市の財務に関する事務及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行状況。

6 監査の方法

各部署の事務を対象として、予算に基づき事業が適正かつ適切に執行されているかを主眼とし、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意しつつ執行した。

各部署からの聴取に先立ち、次の資料を提出もらい、事前に調査及び審査を行い、対象部署の管理職へ質疑を行った。

(事前提出資料)

- (1) 各課の概要 (担当事務の内容, 今年度の事業進捗状況など)
- (2) 時間外勤務時間・事務分掌一覧表
- (3) 年次休暇取得状況
- (4) 歳入予算執行状況
- (5) 課別科目別歳出予算執行状況
- (6) 各種団体等補助金交付状況調べ
- (7) 契約 (随意・1社特命) 状況調べ
- (8) 備品購入一覧表 (予定も含む)
- (9) 現金の保管状況調べ
- (10) 公金外現金の保管状況調べ
- (11) 前年度定期監査報告に基づく措置状況
- (12) 業務手順書 (各部署の主要業務一つを選択して作成)

7 監査の結果

令和元年度当初 (平成31年4月1日) から監査執行の前月末までに執行された, 守谷市の財務に関する事務及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行状況については, 概ね適正に処理されたものと認められた。

8 総括意見

(1) 年次有給休暇の取得状況

平成31年4月から, 民間企業においては「年5日の年次休暇の取得」が義務付けられた。公務員には適用されないが, それと同等, もしくは, 少なくとも年20日付与される年次休暇の半分に相当する10日を取得することが望ましい。

監査に当たり, 全部署の年次休暇取得状況を確認したが, 部署により大きな差異があった。所属職員の全員がほぼ均等に取得できているところ, 逆に全所属職員がほとんど取得できていないところ, 一部の職員だけが取得できていないところといった状況である。

管理職にあつては, 休暇取得を奨励し, 休暇取得の妨げになっている要因を分析し, 事務分担の平準化や事務の簡素化, 廃止を含めた事務事業の見直しに努めてもらいたい。

(2) 業務手順書の作成

事業や業務には様々な手順があり, 一つの完了形を持って (事業や業務が) 終了している。今回の定期監査で, 各部署で一事業を選択してもらい, 業務手順書を作成してもらった。その目的は次のとおりである。

① 仕事 (の手順) を減らす

業務の手順の中で簡素化や省略，ICT等の活用ができるものがないかを検証する。同時に，業務の過程で上司・上役に決裁を求める際，その決定権を持つものを明確にする（今回作成した手順書にはそこまでの記載は求めなかったが，次年度には追記してもらおう予定）。さらに，その決裁権者は適当か，そもそも必要なのかといった観点で業務を見直す。

それらの結果，必要のない手順や決裁は省略し，必要であれば監査の立場で「事務決裁規程」の改正案を提出する。

市役所の業務は，今後ますます増大していくと予測されるが，人員を増やすことは困難な状況にある。多くの業務を限られた人数でこなすためには，仕事のやり方を工夫し，その手順を減らすように努めなければならない。

② リスクの洗い出し

業務の手順の中で，誤りや行き違いによりどのようなリスクがあるかを明らかにする（業務手順書に明記していく。）。次に，そのリスクを一定の基準（影響力の大きさ）により分類する。

リスクの基準（例）

- ・市役所内の一部の部署のみに支障をきたすもの
- ・市役所全体に影響を及ぼすもの
- ・特定の市民に不利益を与えてしまうもの
- ・市全体に大きく影響し，市役所の信用を大きく失墜してしまうもの。

分類結果により，リスクの高いものには慎重な対応を要する業務過程と認識し，そこに注力するように心掛ける（リスク基準の低い過程をないがしろにするということではなく，リスクの高いところに人員や時間を割くということ）。

③ 内部統制制度導入への準備（令和2年度から本格始動）

地方自治法の改正により，令和2年4月1日から，都道府県及び政令指定都市には内部統制制度を導入することが義務付けられた。市町村は努力規定となっているが，いずれは義務となることが予測される。

制度導入の手始めとして，業務手順書の作成は必須であり，今年度は一事業だけであったが，リスクが高いものを優先して手順書を作成し，いずれは全業務を網羅する予定である。

職員にとっては一時的に事務量が増えることになるが，制度導入には不可欠であること，業務改善のためには必要な過程として認識してもらいたい。

監査委員としては，なるべく職員の手間が掛からないよう，助力を惜しまないで，協力を願いたい。

【内部統制制度導入の目的】

市及び市職員は，これまでも，業務の遂行に当たっては，法令等を遵守し適

正に執行することを心掛けてきた。

そこに、あらかじめリスク（組織目的の達成を阻害する要因）があることを前提とすることにより、マネジメントが強化され、政策的な課題に対して重点的に資源を投入することが可能となる。

そうした取組が徹底されることによって、市職員にとっても業務の効率化や業務目的のより効果的な達成等によって、安心して働きやすい職場環境が実現され、ひいては、信頼に足る行政サービスを市民が享受することにつながる。

9 まとめ

令和元年度の定期監査報告書の作成に当たっては、個々の部署（課）への意見等は略し、全体的な指摘にとどめた。「7 監査の結果」にあるように、市全体の事務の執行状況については概ね適正に処理されたものと認められたため、定期監査の目的は達成されていると判断した。

次年度については、これまでの、全部署から同様式の資料を提出してもらい、全部署からヒアリングを行う手法を改めたいと考えている。まだ計画段階だが、例えば、各部署の重要施策事業を抽出し、それについてのみ資料の提出を求め、必要に応じてヒアリングを行うといった形式である。より効果的で実践的な監査を行うことも狙いだが、監査に対する職員の負担を軽減することも目的の一つであるので、了承願いたい。

10 平成30年度定期監査報告書に対する措置状況

昨年度の定期監査において各部署へ指摘した事項に対する措置状況は、以下のとおりである。

【総務部市長公室】

○秘書課

〔指摘事項〕

（1）休暇取得状況が1パーセント台と平均を下回っていることが懸念される。人員不足などの要因は種々あると思うが、休暇のとれる体制を工夫してもらいたい。

（2）昨年（平成29年度）も意見したところであるが、メールもりや、災害情報など多くの情報源があることから、それらを統合して一本化することも今後の研究課題としてもらいたい。

〔措置状況〕

（1）慢性的な人員不足に加え、休日にも市長の随行業務やイベントの取材があるため振替休暇をとることが多く、さらに、上半期には夏季休暇もあったことから、年次休暇の取得が進んでいません。下半期は、職員相互に業務をフォローしながら、計画的に取得するよう努めていきます。

(2) 市からの情報発信手段を1つにまとめてしまうことは、その手段が何らかの理由で使用できなくなった場合に情報発信ができなくなるリスクがあるため、困難と考えます。しかしながら、事務負担の軽減という観点から、今後は、1つの情報を効率的に複数の媒体で発信できるような仕組みを検討していきたいと考えています。

○企画課

〔指摘事項〕

(1) 守谷駅東口市有地の基本計画策定については、市民アンケート、ワークショップ、更に昨年度は、基本計画策定に向けサウンディングを行い、9社からのアプローチがあった。今後は、事業者の公募、選定を行う予定であるとのことだが、市民の意向が反映されたものにしてもらいたい。

(2) 庁内の情報システムの整備については、国の「自治体情報システム強靱性向上モデル」に基づく対応が講じられた。本年は、運用経費の改善や災害時の業務連携に期待ができる自治体クラウドの導入検討を進めている。いずれにしても、情報等の漏えいのないよう十分な管理に努めてもらいたい。

(3) 地方創生推進交付金事業では「学生が輝く”まち”再生プロジェクト」「野鳥の森散策路と鳥のみち」が事業化されている。直面する地方創生と人口減少の構造的課題に対し、事業の継続を行いブランド化させるべきである。積極的地域経済活性化に寄与されたい。

〔措置状況〕

(1) 守谷駅東口市有地については、令和元年度において公募を実施し、5社の公募があり、10月8日にプロポーザル方式審査委員会を開催し、各事業者からヒアリングを行った。利活用については、市民の意向である緑地利用を反映するため、面積の約半分はオープンスペースとして利活用することを条件としており、緑を生かした利活用が想定される。

(2) 庁内の情報システムの整備については、国の「自治体情報システム強靱性向上モデル」に基づき「ファイル無害化ソリューション」を導入し、更なるセキュリティ向上を図りました。運用経費の改善や災害時の業務連携に期待ができる自治体クラウドの導入については、現在も関係市町村と継続的に検討を進めている状況で導入には至っていません。

(3) 「学生が輝く”まち”再生プロジェクト」については、これまでのみずき野地区に加え、北守谷地区（薬師台）にも展開し、事業拡大を行った。

「野鳥の森散策路と鳥のみち」については、TX車両への中吊り広告、パンフレットの作成によるPRや木道の安全性や快適性の向上を図るなど継続して事業を行っているところである。

○財政課

[指摘事項]

(1) ふるさと納税については、自治体間の過度な返礼品競争により、その制度自体の存続が疑問視されている。市では、寄附金、返礼品の基本方針を整理し、国基準に沿った内容に改めたとのことだが、他の方法での寄附等も検討されたい。

(2) 地方公会計制度に基づく財務諸表は、貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書であり、一部は作成済みとのことであるが、守谷市の財政面が一目でわかる書類なので、早急な作成公表を望む。

[措置状況]

(1) 今年度は、寄附の目的を前面に出したクラウドファンディング型の寄附に取り組みました。今後も、事業内容に応じ、クラウドファンディング型の寄附を取り入れていきます。

▼プロジェクト名：みんなで支える茨城国体！守谷市開催ハンドボール競技を応援しよう！

目標金額：200万円

実績金額：52.3万円（19件）

実施期間：5/28～9/30

(2) 平成30年度（平成29年度分）は、市単体分を12月に、連結分を3月に公表しました。連結分については、関係団体の財務書類を連結する必要があるため、例年、関係団体の財務書類完成が年明けになることから、市としてそれらを連結して公表するとなると、どうしても年度末になってしまうのが現状です。市単体分については、少しでも早期に公表できるよう、作業を進めていきます。

【総務部】

○総務課

[指摘事項]

(1) 近年、職員の採用が平準化し、一定の人員の確保がされてきてはいるが、今後とも、ゆとりのある業務遂行が実現できるよう計画的な職員採用に努力願いたい。

(2) 本年（平成30年）、残念なことに職員の不祥事が発生してしまった。職員の資質向上においては、研修等を強化し、特に市職員全体が意識して自己研さんを行う必要がある。

(3) 職員の健康管理面においては、法律で労働者の心理的な負担の程度を把握するため、医師・保健師等によるストレスチェックの実施が義務付けられている。当市においても「心の病」による出勤障がいや、退職者が見受けられる。ストレスチェックもさることながら、早期発見・早期対応・事後対応（面接指導・作業の転換・労働時間の短縮等）についても適切な措置を講じてもらいた

い。

(4) 本市の障がい者雇用については、法定雇用率をкаろうじて満たす現状である。次年度以降障がい者の積極的な雇用に努めるとともに、バリアフリー化など障がい者が働きやすい職場づくり（施設・環境）の整備を望む。

〔措置状況〕

(1) 「定員適正化計画」をもとに、年度当初の全部署からの「職員数調査」により次年度の採用人数を決定しています。正規職員の確保については、事務量に見合った適正な人員の確保に努めてまいります。

【職員数】 H29. 4. 1 : 357人

H30. 4. 1 : 370人

H31. 4. 1 : 395人

【年間時間外勤務時間】 H28 : 104h / 人

H29 : 104h / 人

H30 : 113h / 人

(2) 年末年始や年度末、年度当初において、市長をはじめ各所属長から公務員として節度ある行動をとるように訓示や諸注意を行ってまいります。

(3) 精神疾患に因る1か月以上の療養休暇取得者は、平成29年度は4名、平成30年度は3名、令和元年度は1名（9月末現在）となっています。現在も休暇中の職員はいません。休暇中の職員とは、月1回本人又は家族と面談を行い、現在の生活形態や今後の働き方などを相談しています。また、療養休暇から復帰した職員や月の時間外勤務が60時間を超える職員などを対象に、月に一度の産業医による面談を行ってまいります。引き続き管理職を対象とした研修や予防を目的とした研修等を開催するとともに、管理職には部下の監督・観察を徹底するよう呼び掛け、相談しやすい職場環境づくりに努めます。

(4) 本市の障がい者の雇用状況（令和元年6月1日現在）は、職員数501人（臨時職員等を含む）に対し障害者数は15人（点）となり、実雇用率は2.99%（法定雇用率2.5%）です。令和2年度には1名の雇用を予定しています。今後も法定雇用率の引上げが見込まれているため、計画的に人員の確保に努めていきます。障がい者が働きやすい職場づくりにつきましても、具体的な取組みは行っておりませんが、障がい者や担当部署からの指摘や要望に応じて、施設管理部署との調整を行ってまいります。

○税務課

〔指摘事項〕

(1) 市・県民税の申告書作成システム導入により、市民が自分で税額の計算・申告ができるようになり利便性の向上につながっている。税務課でも自分で申告書が作成できるよう、パソコンを使っての申告書作成に力を入れている。今後もエルタックスやイータックスシステムのPRに努め、税申告の電子化を進

めてもらいたい。

(2) 平成27年度から県下一斉の特別徴収事業者指定を行った結果、特別徴収義務者数が平成30年度は、9,544社となり、個人市民税額の79.3%と成果を上げている。今後も引き続き、特別徴収への勧奨を行ってもらいたい。

[措置状況]

(1) 確定申告会場において、エルタックスやイータックスによる電子化を推進するポスター掲示やチラシ配布を行いました。また、自主作成コーナーを設け、受付時などにある程度パソコンを使用できる方は、自主作成コーナーにおいて申告書を作成できることを周知し、混雑の緩和に努めてきました。今後もエルタックスやイータックスの電子申告や自主作成を推奨し、税申告に電子化の推進に努めていきます。

(2) 特別徴収義務者の一斉指定を行い、徹底を図ったことにより、年々、特別徴収義務者が増加しています。特別徴収義務者が増加することにより、収納率の向上にもつながると考えられるため、今後も特別徴収の勧奨を行い、税収確保に努めていきます。

○納税課

[指摘事項]

(1) 納税方法の多様化は進み、市民の選択肢が増えて納税しやすくなっている反面、それに係る手数料が増大しつつあることも認識し、今後も「口座振替」を積極的に推進し、本年度32.3%となった口座振替率の目標を高く掲げ、率の向上に努力してもらいたい。

(2) 滞納の増加を防ぐため、滞納処分の強化を図り、差押え等の措置も有効に活用し、さらに、租税債権管理機構の活用により、効率的かつ効果的な収納業務遂行に努められたい。

[措置状況]

(1) 手数料削減のため口座振替を推進しています。方法として、固定資産税・市県民税・国民健康保険税の当初納税通知書発送時に口座振替ハガキを同封しています。また、今年度から口座振替の全納による振替方法の変更により、口座振替の更なる推進をしています。(変更内容：口座振替の全納登録をしている方は、資金不足等により引落しができなかった場合は、その年度については引落しはできず、納付書での納付となっていた。昨年度からは、1期引落しができなかった場合、1期のみ納付書で納めていただき、2期の納付期限に2期以降の税額を引き落とすこととした。3期以降についても同様。)なお、令和元年9月末現在の口座振替加入率は、31.4%となっています。

(2) 預貯金及び給与等の差押えを積極的に実施しており、差押えにより納付された金額は9月末現在で、15,397,105円となっています。また、租税債権管理機構への移管件数は、27件の枠に対して9月末現在で、18件、

移管金額は20,446,232円となっています。過年度繰越滞納者については、現在の生活状況から納税資力を見極め、財産差押もしくは執行停止等の滞納処分を的確に執行します。また、現年度滞納者については、次年度への滞納繰越を未然に防止すべく催告の早期着手、滞納処分の執行により収納率向上に努めます。

【生活経済部】

○生活環境課

〔指摘事項〕

(1) 第2次環境基本計画が策定され、前計画より詳細な計画となった。今年度は、「守谷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例」が施行され、これらの計画を基に環境対策を推進してもらいたい。

(2) 例年実施している狂犬病予防注射も増加しつつある。今後も粘り強く事業を進めてもらいたい。

(3) 生ゴミ堆肥化事業については、守谷市で4,786世帯が加入し、常総広域全体7,484世帯の63.95%が守谷市で加入していることで、守谷市の意識が高いということが立証されている。新設住宅地への周知を徹底し、全戸加入へ向けPRをお願いしたい。

〔措置状況〕

(1) 地球温暖化防止の観点から再生可能エネルギー推進が国策として急進し、未利用地の有効活用につながる大規模な太陽光発電設備が全国的に活発化している中、計画段階から事業者と設計内容や災害時及び廃止後の撤去や処分等に関する協議が行えるように条例を制定しました。設置事業者から計画書の提出があった際には、条例に基づき協議を行ってまいります。

(2) 本年度10月末現在の狂犬病予防注射接種率は61.48%（登録頭数4,206頭 接種頭数2,586頭）となっており、ほぼ昨年並みの実績となっております。11月中旬には未接種飼主に改めて催告通知を発送し、接種率向上に努めます。

(3) 本年度も、各市への割当て枠数は決められているものの、本市における希望者については優先して受けていただく旨の了解は得ているため、廃棄物減量等推進員を通じて各自治会に働きかけるほか、広報紙やホームページ等でPRした結果、10月末現在で4,996世帯（全体では7,776世帯）まで加入世帯数を増やすことができました。環境センターの状況も踏まえて、今後も推進していきたいと考えます。

※昨年度報告時（平成30年10月末現在）：4,786世帯

（前年比：210世帯増）

○交通防災課

[指摘事項]

(1) 防犯灯の維持管理においては、平成29年度に全ての防犯灯をLEDタイプに更新し、5,258基すべてLED化された。LEDは器具が高価であることから蛍光灯との比較も検証すべきである。

(2) 防犯カメラの設置については、現在までに市全体で161基が設置されている。防犯カメラの設置により犯罪の抑止効果は飛躍的に高まることに加え、多方面にわたって有効活用できる体制づくりと個人情報の保護に努められたい。

(3) 新守谷自転車駐車場については、利用者の減少に加え施設の老朽化が進んできていることから、無人の新自転車駐車場が設置された。防犯面や利便性に配慮し、事故の無いよう配慮願いたい。

(4) 異常時や災害時に市が何をすべきかをあらかじめ定めておく「地域防災計画」を策定中で本年度中に完成予定との事である。計画も大切であるが、常に防災の意識をもって市民が活動できるような体制づくりも必要と考える。自主防災組織の設立促進や、防災訓練もその中の一つである。今後、訓練や防災の情報発信を行い、災害に備えてもらいたい。

[措置状況]

(1) 市内防犯灯すべてLEDへの更新が終了し、現在、街路灯及び遊歩道灯等の改修工事を行っています。電気使用料はLED化することで押さえられていますが、燃料費の高騰のあおりを受け、下がり幅が思うようには低くなっておりません。照明器具には寿命があり、設置後10年経過すると外観に異常がなくとも内部劣化は進行します。あくまでカタログ値での検証になりますが、使用料等で15年間見ると、LEDの方が約54,700円費用対効果は上がる計算になります。さらに、光源間隔が5m位延びるので設置間隔も15mから20mに延びます。

(2) 「守谷市監視カメラ等の設置及び運用に関する要綱」に基づき、平成30年度は44件の情報提供を行いました(交通事故案件6件、生活安全課事案1件、刑事課事案17件、警備課事案3件、守谷市内交番事案17件)。防犯カメラ(監視カメラ)の設置に関しては、施設の管理や事故防止、犯罪の抑止を目的としており、同カメラでの画像は特定の人物を識別する個人情報であり、「個人情報に関する法律」におけるガイドラインにおいても、保護の対象になっております。守谷市では、警察に画像提供する際も「捜査関係事項照会書」に基づき、提供理由を明確にしたうえで、必要性等を判断し、提供時には直接担当者若しくは担当部署に手渡す等、情報漏えいにならないよう配慮しています。令和元年10月末現在の防犯・監視カメラの数は164基になります。

(3) 無人の自転車駐車場になるため防犯面の強化を行うことを目的に、防犯カメラを2台設置、また、駐輪場内の明かりをLED防犯灯にすることで犯罪等抑止に繋がっています。駐輪スペースについては、高低ラックを採用し、狭い敷地でもより多く駐車できるよう整備しております。

(4) 平成31年4月に地域防災計画(風水害対策編及び事故災害対策編)が完成し、地域防災計画はすべて策定終わりました。防災訓練及び防災講演会等を通して内容を再確認しつつ検討して行きます。また、地域防災力の要である自主防災組織は10月末現在72団体結成され(平成30年10月末現在:67団体)市内全体世帯数に占める割合に換算すると73.4%となっており、発災対応型防災訓練(以下「訓練」という。)を通し本部設営訓練・情報収集訓練・災害対応訓練等を段階的に実施した。さらには、「morinfo 防災版」を活用し、防災情報の伝達及び被災情報の投稿、収集訓練を併せて実施し災害に備えていることで、防災組織としての対応能力向上が図られてきている(令和元年度防災訓練参加人数:9,192人)。

○市民協働推進課

[指摘事項]

(1) 協働のまちづくり担い手育成事業「もりや市民大学」は7年目となり、現在は守谷を知る総合コース・専門コースに加え、オープンコースとして「茨城国体サポート」、「守谷市民大学入門」、「かわいいを起業する」など開講している。自らが地域貢献することの意義を学ぶ場とされ、講義では、専門コースを設けるなどにより多くの方が参加された。今後有効に機能することを願う。

(2) 市民活動支援センターについては、運営業務をNPO法人「協働もりや」に委託している。この「協働もりや」は、市の協働のまちづくりを推進するメンバーが構成員となっていることから、団体の目的と市の方針が合致し、現在、円滑に運営されていると認められる。今後も施設の運営に遺漏のないよう努められたい。

[措置状況]

(1) 8年目を迎える令和元年のもりや市民大学は、自らの興味や関心をベースに地域活動の基本を学んだ。「企画を立てる力」や「企画を伝える力」「つながりをつくる力」「力を引き出す力」について学び、地域での活動に有効に機能されることを推進した。今後のコース設計や費用対効果について、運営委員と精査に努めていく。

(2) 平成28年度から業務委託契約を締結しており、平成29年度で2か年の契約が終了し、平成30年度から令和2年度の3か年で改めて業務委託契約を締結した。引き続き年度初めの精算処理など会計上遺漏のないように努めるとともに、報告書の精査に努める。

○総合窓口課

[指摘事項]

(1) 個人情報を取り扱っていることから、市民に不利益が生じないように、職員に研修を行うなど管理体制の徹底に努められたい。

(2) 行政運営の効率化を目的とした、個人番号制度については、今後とも個人番号カードの交付率の向上に努めてもらいたい。

(3) 職員間での研修や研修会への参加などにより研さんを重ね、市民に喜ばれる窓口対応を目指していただきたい。

[措置状況]

(1) 当課の職員に対し、毎年eラーニングによるセキュリティ研修を実施しています。住民票や戸籍等の証明書に関しては、請求権者が法に定められており、毎日の証明書発行に際して、必ず機械操作者の外に、もう1名の点検を経た上で交付することとしています。第三者請求については請求権の成立について疎明資料の提供を求め、より厳しく確認をしています。また、現在、委任状を持参した第三者に対する確認を強化しており、本人との関係性が曖昧な請求者の場合に、本人に電話確認を行ったり、連絡がつかない場合は交付したことを本人に通知したりしています。今後とも個人情報の取扱いについて万全を期すよう研修を徹底してまいります。

(2) 本年度も交付率向上は当課の重点課題としています。当市の個人番号カードの交付率は令和元年年10月末日現在、17.0%で、茨城県で第4位、県内市部では3位です。全国平均が14.3%であり2.7%の増となっております。これは昨年3月に開始した、市役所窓口で写真を撮影し、その場で電子申請まで代行する「申請補助」が主な要因です。本年10月に国命により市町村ごとの「マイナンバーカード交付円滑化計画」を策定し、令和4年度までに殆どの市民がカードを取得するよう推進してまいります。

(3) 各業務での専門研修には積極的に参加しております。また法律改正等に伴う新たな対応に向け課内での研修等も実施しています。当課の目標を引き続き「服装・態度・言葉づかいに気をつけて、笑顔でお客様をお迎えします。」「『報・連・相』とチームワークを心がけます。」とし、守谷市の顔として明るく、気持ち良く訪れられる窓口を常に心がけております。提出先から求められている書類が何か、どのような要件かがわからないお客様も多くお出でになるため、お話を良く聴き、提出先類型により適切な書類をご案内することで、「ありがとう。」と帰られることもしばしばあります。今後とも課内・関連各課との連携を密にし、お客様に喜んでいただける窓口となるよう研鑽を重ねてまいります。

○経済課

[指摘事項]

(1) 農業政策においては、農業利水施設長寿命化事業(大野排水機場の改修)や県営経営体育成基盤整備事業(守谷土地改良区圃場の整備)、耕作放棄地の発生防止・解消のために設立された農地中間管理機構制度により遊休農地に必要な基盤整備等の条件整備を行い貸し付けるなど、多方面の事業を展開している。今後も各種の制度の新設や変更に対応して、事業を推進されたい。

(2) 市民農園については、「土に親しむ農園」「瓜台農園」の2か所で実施している。「瓜台農園」については、利用率が66%と低い状況であることから、今後、利用率の向上について努力願いたい。

(3) 食のまちづくりに関する基本理念（いただきます条例）に基づき、地産地消の推進と安全安心な生産・供給を推進するため、もりや生まれの食品PRのロゴとポスターの募集を行い活用していくとのことであるが、色々なものに波及していくように工夫してもらいたい。

(4) 農業委員会事務については、遊休農地調査・指導、農地中間管理事業の推進、農業者年金事務を行っている。法律に基づく事務が多いことから遺漏のないよう行ってもらいたい。

〔措置状況〕

(1) 耕作放棄地の発生防止・解消については、農業委員会が行う農地利用状況調査により、現状の再確認を行い、多面的機能支払交付金などを活用し解消に努めています。また、農地中間管理機構制度を活用し、担い手への農地集積・集約化のさらなる推進を図っております。土地改良事業に関しましても、各々の土地改良区の要望等を精査し、市補助金の交付による負担軽減により、事業の早期実施を進めるとともに今後も茨城県や関係機関と連携し、遊休農地解消に向け引き続き事業を推進してまいります。

(2) 毎年、農園の利用期間満了時期に合わせ、1月の広報紙において農園利用者募集の記事を掲載するとともに、転入者に対しては、転入資料の中に農園のチラシを同封し、農園の周知を図っております。今後も市内のイベントにおいて瓜代農園PR用のブースを設置し、周知及び利用者の募集に努める意向です。

(3) 守谷生まれの食品を広くPRするために、「守谷生まれの食品登録事業所のPR用マップ」「PR用ポケットティッシュ」「登録事業所配布用マグネット」を作成し、登録事業所の店舗やイベント等で配布していく予定です。また、市内小中学校の児童、生徒用に守谷生まれの給食献立に合わせて「ロゴマーク入りのクリアファイル」「ロゴマークシール」を作成、配布することにより、守谷生まれの食品の浸透を図る取組を行ってまいります。

(4) 毎年7月に農地利用状況調査（農地パトロール）を行い、新たに遊休農地を発見した場合は、所有者に対して利用意向を調査するなど適切な指導を行っています。農地中間管理事業については、農地利用実態調査（戸別訪問）により農地所有者の意向を把握しながら事業の推進を図っています。農業者年金事務については、農業者年金システムを有効に活用しながら、適切に事務処理を行っています。

【保健福祉部】

○社会福祉課

〔指摘事項〕

(1) 生活保護世帯は微増であり、平成30年11月現在で200世帯251人、保護率3.7%で、茨城県平均(9.7%)を下回ってはいるものの、費用負担は増加している。また、世帯類型別では、傷病・障がい世帯が31.5%、高齢者世帯が50.5%であり、扶助費については、医療扶助が過半数を占めている。今後も就業のあっせんや援助を行い、生活保護の要保護世帯から脱却できるよう指導等実施してもらいたい。

(2) 地域福祉計画の実施においては、平成26年度から地区別実行委員会での活動資金を援助する地域福祉活動助成金制度が導入され、また、地域担当職員により、各地区の事業の円滑な推進を図っている。平成30年度の助成金は619万3千円を計上している。今後も、継続した事業展開とリーダー育成に努められたい。

(3) 平成29年度末の身体障がい者数は1,538人、知的障がい者数は363人、精神障がい者数は373人で合計2,274人となっており、増加傾向にある。障がい者自立支援給付事業や障がい者地域生活支援事業を通して、障がい者の支援と雇用の確保に努力願いたい。

[措置状況]

(1) 就業の援助を目的として、平成24年度からハローワークでの就労支援経験者である「就労支援員」を配置し、一定の成果を上げています。平成30年度においては稼働年齢の被保護者の中で病気や障がい等の就労阻害要因がない12名について就労指導を実施し、6名が就職することができました。その効果として、就職により収入が増額したため、884千円の保護費を減額できました。今後も引き続き、継続的な支援により、被保護世帯数の削減に努めてまいります。なお、令和元年11月末現在の生活保護世帯は、215世帯267人、保護率3.9%（令和元年9月末の茨城県平均9.9%）です。

(2) 地域福祉の推進については、住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らすことができるように、市内6地区に組織された地域福祉活動計画実行委員で、いろいろな取組を実施してきており、この取組に対し、市では、社会福祉課所管の地域福祉活動助成金や地域担当職員制度により活動支援を行ってきました。令和元年度に入り、地域福祉の活動主体がまちづくり協議会へと移行が進んできていますが、地域福祉活動についても、これまでどおり、まちづくり協議会の福祉部会において取組が継続されています。なお、これに伴う活動に対する支援については、市民協働推進課所管のまちづくり協議会支援交付金やまちづくり協議会支援担当職員制度によるものとなっており、現在、市内6地区のうち5地区(守谷地区以外)がまちづくり協議会を組織している状況にあります。このため、社会福祉課所管の地域福祉活動助成金による支援は守谷地区のみとなっており、申請金額については、1,421千円となっています(人的支援については、まちづくり協議会支援担当職員制度で対応)。また、リーダーの育成については、地域福祉の活動主体がまちづくり協議会へと移行してきたこと

により、活動組織もこれまでの地域福祉活動計画実行委員会に学校・PTA、子ども会、消防団、民生委員、その他各種団体等が加わり、すそ野が広がってきていることから、まちづくり協議会支援担当職員制度や市民大学を活用しながら担い手の確保に努めていきたいと考えています。

(3) 本市における障がい者数は、平成30年度末で2,327人です。その内訳については、身体障がい者が1,546人、知的障がい者が380人、精神障がい者が401人です。その推移としては、5年前の平成25年度末と比較すると、身体障がい者が1,764人で218人減少(12%減)し、知的障がい者が302人で78人増加(26%増)し、精神障がい者が244人で157人増加(64%増)している状況にあります。このように、精神障がい者が著しく増加している状況にあります。今後も引き続き、障がい者自立支援給付事業や障がい者地域生活支援事業を通して、全ての人が自分らしく生きることができるよう、各種障がい福祉サービスの提供により、障がい者の支援に努めてまいります。

○児童福祉課

[指摘事項]

(1) 平成30年11月分の利用調整結果における国基準の待機児童数は2名、入所不承諾児童数全体では411名となっている。入所不承諾の推移・幼児発生率・要保育率等を再検証し対応願いたい。また、新規認可保育所の開設は、合計272名の認可保育所が予定されているようだが、開設が円滑にできるよう事務を進めてもらいたい。

(2) 守谷駅前親子ふれあいルームは、働く家庭への支援策として好評であることから、増設も視野に入れ検討してもらいたい。管理運営面については、委託契約で実施しているということであるが、業者の指揮監督については細心の注意を払ってもらいたい。

(3) 近年、病児保育に関して要望があり、平成31年には1か所事業化できる運びとなったと聞いている。病児保育の必要性と事業実施するに当たり、どのような課題があるのか確認し、複数拠点の必要性については、慎重に検討をお願いしたい。

(4) 児童虐待については、事例も困難性が增大しているように聞いている。関係機関や市民協働推進課等とも連携しながら、予防発見、対応、解決を早期に図れるよう努力していただきたい。

[措置状況]

(1) 認可保育所の整備状況は、令和元年度に2箇所(合計198名定員)開設し、令和2年度に2箇所(合計167名定員)、令和3年度に4箇所(合計360名定員)の開設準備を進めています。令和元年度の保育所等定員が1,505名(平成30年度より180名増)、令和3年度には2,032名となりま

す。また認証保育園は、定員が239名（昨年度と同じ）で対応しています。令和元年11月分の利用調整結果における国基準の待機児童数は0名、入所不承諾児童全体では378名（認証保育園利用者159名を含む。）となっております。昨年同月と比較して33名減少していますが、子どもの人口は増えていること、今年10月から保育料無償化が開始されたこと等から、保育所等の利用を希望する保護者がこれからも増えることが想定されます。市では、今後においても要保育児童の動向を注視しながら、認証保育園制度の活用を継続したうえで入所児童の受入枠を確保し、入所不承諾児童の縮減に努めてまいります。併せて、平成26年度末に策定した「守谷市子ども・子育て支援事業計画」が平成31年度で終了することを受け、現在、次期計画の策定に向けた準備を進めており、妊産婦及び小学生以下の子どもを持つ保護者へのアンケート調査を実施し、その結果を踏まえ、未就学児童人口の推移、保育所利用者数の実績や施設の設置状況を勘案し、保育が必要となる見込み量を算出していきたいと考えております。

（2）当該施設は、開設して4年が経過し、平均利用者も毎月1日平均50名を超えており、市民の方に広く周知されてきていると認識しております。また、駅から近いこともあり、他県から利用される方もいます。施設の増設については、今後の利用者数の状況を勘案して方向性を検討していきたいと考えております。業者への指揮監督については、年1回の定期監査の実施や年2回の運営委員会、また、毎月提出の事業報告書により、利用者の来館状況等の確認を行っております。受託事業者との情報共有だけでなく、市内児童厚生施設長との会議を開催することで、施設間の情報共有も図っております。市としましても親同士の交流及び親子が日中過ごせる場として事業を継続し、安心・安全な施設運営に努めてまいります。

（3）病児保育事業については、総合守谷第一病院にて平成31年2月から病児・病後児保育事業を実施しております。平成30年度の実績としましては、病児が2人、病後児が43人となっております。課題としては、子どもの状態が悪化した時の対応、予防接種未接種児や食物アレルギーを持つ子どもの預かり、連続利用について等があり、問題点を整理しながら検討をし、申請書類や同意書の見直し、要綱の改正をしております。複数拠点の必要性につきましては、今後の利用状況等を勘案しながら、検討をしてまいります。

（4）児童虐待等の相談件数については、年々増加傾向にありますが、平成30年度は106件で平成29年度より2件減少しています。虐待が社会的な問題として大きく取り上げられたことで、直接児童相談所に通告するケースが多くみられることから、市の件数が若干減少しています。全体的な傾向としては、市民の方や医療機関・教育機関等からの虐待通報義務が周知され、疑わしいことがあった際に通告することが認知されました。また、夫婦喧嘩により警察へ通報があった際、その現場を子どもが目の前で見た場合には心理的虐待と判断

するようになったことで情報が提供されることが多くなっていることから、心理的虐待の件数がかなり増加傾向にあります。夫婦間のDVについては、市民協働推進課が担当部署となっていることから、児童のいる家庭につきましては、連携して対応をしています。市では、平成18年2月から児童福祉法に規定されている「要保護児童対策地域協議会」の機能を有する「子ども家庭支援ネットワーク協議会」を設置・運営しており、庁内関係課のほか土浦児童相談所や取手警察署、医師、弁護士、民生委員児童委員をはじめとする構成員を通じて状況の確認、支援方法の検討を行っております。なお、平成30年4月から市庁舎内（児童福祉課の隣）に保健センターが所管する「子育て世代包括支援センター」が開設され、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行えるようになりました。母子健康手帳を交付する際、及び出産後、出産から育児に関するセルフプランを保護者に作成をお願いし、その内容を基に子育て環境を把握することで妊娠期から支援が必要となる保護者に対して、出産前後から継続的な関わりを持つことにより子育て不安解消の一助になると考えています。今後これら庁内関係課及び関係機関との連携を密にし、要支援・要保護児童及び保護者への継続的な支援のほか、虐待通報時の早期対応に努めてまいります。

○介護福祉課

〔指摘事項〕

（１）地域包括ケアシステムの構築について

高齢者人口がますます増加する中、地域包括ケアシステムの構築に早期に取り組み、引き続き、医療・介護予防・住まい・生活支援を切れ目なく提供するための仕組みや体制を構築するとともに、さらなる進展を期待したい。

（２）シニアポイント制度の採用・推進

守谷市も高齢化率が進んできており、地域によってはかなりのスピードで進んできているところもある。このような中、元気な高齢者が特別養護老人ホーム等でボランティア活動を行うことにより、本人の健康増進や介護予防、社会参加や地域貢献を通じた生きがいを促進する、シニアポイント制度が横浜等で実施されていることから、守谷市でも採用・推進してはどうか。

（３）認知症対策の拡充について

市の介護保険の要介護認定となる要因の上位を占めているのは認知症である。認知症高齢者の支援対策としては、認知症に関する講習会の積極的な開催や、認知症に関する相談窓口の充実など、認知症の方が人間らしい生活を維持できるよう、地域住民とも連携し、支援に努められたい。

〔措置状況〕

（１）地域ケアシステムの構築及び深化に向けて、その構成要素となる次の事業に引き続き取り組んでいます。

① 在宅医療・介護連携の強化（在宅医療・介護連携推進事業：取手医師会委

託)

取手市医師会事務局に退院後在宅につなげるための医療者向けの相談センターを設置し、在宅医療と介護の切れ目がなくなるよう支援をしている。また、在宅医療・介護の多職種連携を強化していくためICT導入を具体化し、要介護認定者及び家族が安心して在宅生活を送ることができる環境を構築する。

② 認知症施策の推進 (3) のとおり

③ 地域ケア会議の推進

困難ケースについて専門職や民生委員等関係者による検討を随時行っている他に、要支援者の重度化防止をテーマに、地域ケア個別会議を月1回定例開催し、自立支援に向けたケアプランの見直し検討を継続的に実施している。

④ 生活支援体制整備事業の推進

まちづくり協議会(福祉部会)を支え合い・助け合いの仕組みづくりを構築するための話し合いの場(協議体)として位置付け、令和元年度から取り組み始めている。社会福祉協議会職員をコーディネーターに位置付けるとともに、地域包括支援センター職員も6地区に配置し、地域の取組について支援をしている。

⑤ 一般介護予防事業の推進

地域に出向き啓発活動を行う出前講座や介護予防教室の開催等の取組を継続的に取組んでいる。また、高齢者自身がボランティアとなり、社会参加や地域貢献を通じた介護予防を目的とした「介護支援ボランティアポイント制度」が令和元年5月から開始した((2)に記載)

(2) 介護支援ボランティアポイント制度が発展できるよう事業に取り組んでいます。

① ボランティア講座受講→受入施設に申し込み後ボランティア開始

※ 令和元年度の受入施設は介護サービス事業所のみ

② ポイントの還元方法

1時間/1ポイント(100円)に還元(年度上限5,000円)

a ボランティアが指定する金融機関口座へ振込

b 善意銀行への寄付(守谷市社会福祉協議会「やさしさと思いやり寄金」)

(3) 認知症高齢者が安心して暮らせる地域づくりを目指し、次の事業に取り組んでいます。

① 認知症初期集中支援事業の推進

認知症初期集中チームにおいて、早期段階から適切な診断と支援につなげられるよう、認知症の方やその家族に対し個別訪問を行い適切な支援等を行っている。

② 認知症地域支援・ケア向上事業の推進

認知症に関するケアパス(サポートブック)を活用し、各地区を担当する認知症地域推進員(包括支援センター職員兼務)が地域に出向き、認知症に関す

る啓発活動を実施している。その他、認知症の方やその家族を支援するため、相談や情報交換等ができる場（家族の集いやオレンジカフェ）を定期的に開催している。

③ 認知症サポーター養成講座の開催

市民自身が認知症の理解者となり、自分自身ができる範囲の支援者になるサポーターを年間通じて要請を行っている。

○国保年金課

〔指摘事項〕

（１）国民健康保険特別会計は、平成３０年度から都道府県が国保の財政運営の責任を担うこととされ、先般、県内市町村の国保の納付金が決定した。国保税徴収率が良い自治体の負担が増えることの無いよう、県の動向を注視しながら万全を期していただきたい。今後は、特定健康診査、特定保健指導の受診率・実施率向上やジェネリック医薬品の更なる普及啓発に努めるなど、市民が安心して医療を受けられるよう制度の健全な運営を図るとともに、第２期国民健康保険データヘルス計画や第３期国民健康保険特定健診等実施計画に基づき、各種予防策を実施してもらいたい。

（２）医療費抑制のため、健康診査や人間ドック・脳ドック検診費用の助成を行うなど疾病の早期発見や予防のための事業を展開している。今後も全ての人が健康診査を受けられるよう啓発に努められたい。

〔措置状況〕

（１）

① 特定健康診査、特定保健指導について

ア 現況について

平成３０年度の特定健康診査受診率は５１．１％で前年度（５０．４％）と比較し０．７ポイント上昇しました。県内順位は４位で県平均受診率と比較して１３．１ポイント高い状況です。今後も受診勧奨の方法を工夫しながら、未受診者対策の強化に努めてまいります。また、特定保健指導実施率については、積極的な訪問指導等を行い３６．７％（前年度２８．１％）で前年度から８．６ポイントの増でした。なお、人間ドックは６９４人（前年度５９４人）、脳ドックは１０１人（前年度６９人）の受診者がいました。

イ 令和元年度の特定健康診査の周知について

・８月末に４０歳以上の国民健康保険加入者に「令和元年度守谷市国民健康保険特定健康診査のお知らせ」を送付。平成３０年度から特定健康診査、人間ドック及び脳ドックなどの情報を集約したパンフレットを作成し、分かりやすい内容に変更して周知を行いました。

・広報もりやで７月２５日、１１月１０日に特定健康診査の実施を周知。

・市政モニターにおいて８月、９月、１１月、１２月に健康診査についてお知

らせを掲示。

・令和元年度から健康診査の日程を記載したポスターを作成し、市内の公共機関に掲示。

② ジェネリック医薬品の普及啓発について

ア 毎年、被保険者証送付時にジェネリック医薬品希望シールを同封していません。

イ ジェネリック医薬品の普及を目的に同医薬品利用差額通知を年2回(8月、2月)送付しています。

ウ 広報もりや及び市政情報モニターなどで周知を行う。

このような活動により、平成30年度の同医薬品の利用率は81.97%(県内1位)、7月は81.37%(県内4位)と、前年同月と比較し1.25ポイント上昇し、県上位となっています。

③ 一般会計からの繰り入れを極力抑えた安定した財政運営について

平成27年度から国民健康保険税率を改正し、同時に低所得者世帯への配慮として、国民健康保険税の均等割、平等割の軽減割合の拡大を図りました。税率改正を実施したことで一般会計からの法定外繰り入れがなくなり、令和元年度9月補正後の予算上の基金残高見込み額は約6億2千万円となります。しかし、依然として一人当たりの医療費等の増により厳しい財政運営が続いておりますので、今後も注意深く調定額や医療給付費等の推移等を確認しながら、また、納付金の額が市町村の負担増にならないよう県の動向を注視していきたいと思っております。

(2)

① 現状について

後期高齢者医療保険は、高齢者の増加に伴い加入者が増えている状況です。健康診査の受診率については、平成30年度は1,822人であり、前年度から受診者が247人増え、受診率は36.49%と3.79ポイント上昇しています。県内では第2位の受診率となります。なお、人間ドックは147人(前年度121人)、脳ドックは28人(前年度18人)の受診者がいました。

② 周知について

ア 8月末に後期高齢者医療保険加入者に「令和元年度 後期高齢者医療健康診査のお知らせ」を送付

イ 広報もりや7月25日号、11月10日号で健康診査の実施を周知

ウ 市政モニターにおいて8月、9月、11月に健康診査についてお知らせ

エ 市内の公共機関に日程を明記したポスターの掲示(8月～9月、追加健診10月～12月)

オ 広報もりや3月10日号で人間ドック・脳ドックの申込みについて周知

③ 健康診査について

集団健診は9月と12月に、国民健康保険の特定健康診査と併せて実施。9

月は22日間市内12カ所、12月の追加健診は4日間、保健センターと市役所の2か所で実施しています。医療機関健診は、取手医師会管内で市内15カ所、取手市・利根町で20カ所と事業提携しています。人間ドックは12カ所、脳ドックは13カ所の医療機関と契約し、助成を実施しています。助成額は、直接、市から医療機関へ支払い、受診者は助成額を除いた額を自己負担します。

○保健センター

〔指摘事項〕

(1) 健康診査・特定保健指導については、各種がん検診を年内に実施し、さらに1月に追加実施を予定している。また、医療機関で実施している乳がん・子宮がん検診については年度末まで実施し、受検者の促進と利便性の向上を図っている。引き続き検診事業の推進に努力願いたい。

(2) 保健センターの業務範囲は専門的な部分が多く、所掌する範囲も広いが、今後とも市民の健康維持増進施策遂行に努めていただきたい。

〔措置状況〕

(1) がん検診については、多くの方に検診を受けていただけるように、特定健康診査と肺がん、胃がん、大腸がん、子宮頸がん検診を一度で受けられる「ミニドック健康診査」や、子宮頸がん及び乳がん検診をセットにした「レディース検診」を実施するなど、受診しやすい環境整備に努めています。本年度の各種がん検診は6月から1月にかけて、保健センターのほか市役所や各公民館など6会場で延べ59日間実施します。また、乳がん及び子宮頸がん検診については、集団検診のほかに、市内外の17医療機関への委託により年度末まで実施しています。平成30年度に実施した「市民まちづくりアンケート」では、1年間にがん検診を受診した市民の割合は51.0%でした。第二次健康もりや21計画において定めた目標値である50%以上（令和3年度まで）を上回っており、更なる受診率の向上に向けた取り組みを推進してまいります。

(2) 市の健康づくりの目標や施策の方向性を定めた「第二次健康もりや21計画」及び、生涯にわたって食を通じた健康づくりを推進する「第二次食育計画」に基づき、市民の健康増進に向けた各種施策に取り組んでまいります。

【都市整備部】

○都市計画課

〔指摘事項〕

(1) 都市計画道路の都市計画変更については、供平板戸井線ルートを検討とスマートインターチェンジの想定を考慮したものとなるよう、茨城県に変更手続きを進めていただき、早期の住民説明会の開催を望む。新守谷自由通路（跨道橋）については、都市計画決定がされており、東口の土地活用については、住民の利便性が図られるよう開発も視野に入れ検討を行っていただきたい。

(2) つくばエクスプレスの東京駅延伸については、交通政策審議会答申がなされたことから、関係団体と協調し、車両の8両化も含め努力されたい。

(3) 市街化調整区域の宅地化の進捗による道路問題等が浮上している。行政主体で住みよい環境が整備できるよう努力願いたい。

〔措置状況〕

(1) 都市計画道路供平板戸井線については、現決定内容を生かしながら常磐自動車道にスマートインターチェンジを設置した場合及び大野地区の土地利用（企画課）など、将来考えられる状況を想定した交通量調査を実施し、最終的なルート、構造等を決定する方向で茨城県との協議を進めていきます。住民説明会については、茨城県との協議が整い次第実施する予定です。また、新守谷自由通路については、事業をより効率的に実施するための都市計画の変更を平成29年6月2日に決定しました。現在は、建設課において事業を進めております。（3月末開通予定）また、土地区画整理を念頭に、新守谷駅周辺の地権者の意向を確認しております。

(2) 11月には、「茨城県つくばエクスプレス等整備利用促進協議会」で、国土交通省、県選出国會議員、TX利用・建設促進議員連盟へ訪問し、東京駅延伸の要望を行いました。2月には、「つくばエクスプレス沿線7市推進協議会」で、首都圏新都市鉄道株式会社に各要望事項に対する実施に向けた課題を整理するための質問状を提出しました。また、「茨城県つくばエクスプレス3市推進協議会」で2月に「茨城県」へ、3月には「首都圏新都市鉄道株式会社」へ要望活動を実施予定です。

(3) 一般住宅建築の際には、市街化調整区域内における道路は、市街化区域内と同様に幅員4m若しくは道路中心線から2mのセットバックが必須となります。セットバックするにも、建築基準法に基づく指定路線（主に既存建物がある道路）が条件となっていることから、指定路線以外に建築されることはない状況です。しかし、幅員4m（片側セットバックの場合2.9m）だと緊急時など交互交通に難があることから、幅員5m以上が望ましい状況です。道路用地確保には、寄付または買収・塀など補償等が必要になり、さらに路線指定の公平性への理解も必要になることから地権者に理解をいただく策を継続し、住みよい環境整備の検討をしております。

【教育委員会】

○学校教育課

〔指摘事項〕

(1) 平成30年度は御所ヶ丘中学校体育館の改修工事が実施され、過日、工事監査を実施したが、特に問題となる点はなかった。国体の練習会場になることから工事終了まで努力願いたい。

(2) 平成31年度は、御所ヶ丘小学校校舎改修工事、大野小学校屋内運動場

改修工事を実施するための実施設計が行われている。遺漏のないよう管理してもらいたい。

(3) 学校施設については、計画的な修繕により児童生徒の教育環境の維持を願いたい。

[措置状況]

(1) 御所ヶ丘中学校体育館改修工事は、当初計画どおり平成30年2月に工事が完了し、翌月の卒業式から利用されています。

(2) 御所ヶ丘小学校校舎改修工事は、令和元年9月から工事に着手し、令和2年12月末竣工を目標に外壁や内部の改修、電気機械設備の更新等の工事を進めております。市内で初めて行う執務併行型の大規模な改修工事ということで、児童への安全対策や授業への影響がないよう十分留意しながら工事を進めております。また、大野小学校体育館改修工事は、学校・児童等の協力により工事が順調に進められ、当初計画どおり2月末に工事が完了する予定です。

(3) 学校施設については、建築後30年以上経過している施設が約4割を占め、大規模改修が必要な時期を迎えています。そこで、昨年度策定した学校施設の長寿命化計画に基づき、老朽化の著し施設から順次改修を行い、長期的な維持管理に係るトータルコストの縮減・平準化及び学校施設に求められる安全性の確保、機能の維持・向上に努め、児童生徒にとってより良い教育環境となるよう整備を進めます。

○指導室

[指摘事項]

(1) 外国語指導助手(ALT)派遣事業においては、導入から15年が経過し、児童生徒の国際化に貢献する事業である。生徒の英検3級レベル合格率は、全国・県内でもトップクラスを維持するなど成果を上げてきている。今後も運営には万全を期されるとともに、話せる英語を目指し、内外に対するPR活動にも力を入れていただきたい。

(2) 小学校サタデー学習支援教室事業は、基礎・基本の知識をしっかりと身に付けることを目指し、平成27年度から実施している。今年度は、みずき野シェアハウスの学生や教室長の配置により児童の参加意欲が高まった。希望制ではあるが、90人近くの参加があることを踏まえ、今後も学習支援の一助としてもらいたい。

(3) 教育相談等を強化するため「総合教育支援センター」が開設されている。不登校やいじめなど生徒指導面で配慮の必要な児童生徒、特別な支援を必要とする児童生徒及びその保護者や教諭などに対して、専門かつ積極的な支援をおこなっている。今後も更なる充実をお願いしたい。

[措置状況]

(1) 昨年度からの取組である1日英語で過ごすイングリッシュキャンプを年

1回から年2回、7月と10月に開催し、多くの児童生徒がALTとともに楽しむことができました。2月には、守谷ライオンズクラブの協賛をいただき、イングリッシュ・フォーラムを開催しました。小学校5・6年生によるスピーチ・プレゼンテーション、中学校の部は来年度から県教委が実施するプレゼンテーションフォーラムを見据え、市プレゼンテーションフォーラムを実施し、県教委の担当者の視察もありました。小学生から英語に慣れ親しんできた児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の高さを披露することができました。また、外国語指導助手管理業務委託については、平成30年度に契約を終了したことに伴い、新たにプロポーザルによる本市事業趣旨に合致した業者選定を行い、大規模校（守谷小・黒内小）にALTを2名配置し更なる充実を図っております。

(2) 今年度も、募集定員60名を大幅に超える応募がありましたが、昨年度同様に希望者全員を受入れ、実施することができました。また、継続して教室長を配置し、児童が安心して学習に取り組める教室運営を行うとともに、年2回の指導員による特別理科実験教室を企画し、参加児童の科学に対する意欲喚起を図りながら、学習することの楽しさが味わえる場の提供ができるよう事業を進めています。

(3) 専門性の高い相談員が役割を分担し、多くの児童生徒、保護者、教職員の相談や支援に当たっています。保護者を対象にしたペアレント・トレーニング講座、専門家による教職員を対象にした事例検討会、WISC検査講習会を開催しました。また、本年度よりいじめ対策指導員を配置し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けて、学校に寄り添った的確な助言指導を行い、いじめ対応に十分な成果を上げることができています。今後も総合教育支援センター、学校、行政機関の連携を密にし、多様化する教育課題解決に向け、充実を図って参ります。

○生涯学習課

[指摘事項]

(1) 常総広域体育館が第74回国民体育大会のハンドボール会場となることから、実行委員会が設立され、常総市生涯学習センターに事務局を設置し、3市から職員派遣を行い、事務を行っている。開催に当たっては、遺漏のないようお願いしたい。

(2) 中央図書館については、現在まで指定管理で業務遂行してきたが、平成31年度から当初の体制(市職員配置)で運営することが決定したようである。賛否両論あると思うが、図書館関連協力者の皆さんや一部の市民の声だけでなく、全市民の声を聴ける体制を確立し、何よりも市民のための図書館となるよう努力願いたい。

(3) 先祖から受け継がれた古文書等の保管については、学びの里に古文書の

保存室を設置した。整理が遅れているとのことだが、古いものなので劣化が懸念される。今後早急に専門家等による調査研究、収集・保護・保存に努めていただきたい。

〔措置状況〕

(1) 令和元年10月3日(木)から10月7日(日)の4日間、常総運動公園総合体育館を会場に、第74回国民体育大会(いきいき茨城ゆめ国体)ハンドボール競技会を開催し、連日、多くの市民が観戦に訪れ、成功裏に終了しました。今年度は、正職員4名、臨時職員1名を3市国体事務局に配置しましたが、11月末日で事務局業務を縮小し、現在は、正職員2名、臨時職員1名の体制となり、事務局閉鎖の3月まで業務に当たります。

(2) 令和元年4月から直営に移行し、指定管理者が成果を上げた育児コンシェルジュ、ADEC(デジタルアーカイブ)やデジタルサイネージなどを継続するとともに、既存イベントに加えて、新規イベントの企画・運営、新たなおはなしボランティアの育成などにも力を入れて取り組んでいます。これらの成果については、年度の間と年度終了後に市民に公表し、御意見、御感想をいただくことが必要だと考えます。運営に対する最終的な評価機関は図書館協議会となりますが、広く市民の意見を聴取するため、利用者アンケートに加えて、今後はWEBアンケート等の導入も検討し、広く市民の意見を収集できる体制づくりを進めます。

(3) 古文書の保管、解読作業は、守谷市観光協会の協力を得て実施します。もりや学びの里内に、空調機、防火扉等の設備を整え設置した保存室は、更なる適切な温度・湿度管理を要するため、令和2年度上半期中に、観光協会により内部改装する予定です(壁床杉板張り、窓遮光対策等)。保存室改装後は、専門家等による調査研究と同時に、資料整理や作業をできるスペースを設けて、資料の保護・保存に当たります。

○学校給食センター

〔指摘事項〕

(1) 施設備品の購入は、コンビオーブン、フードスライサー及び運搬用コンテナ、二重中蓋式保温食缶等を購入している。今後も給食提供に支障のないよう万全を期してもらいたい。

(2) 現在の給食センターは築34年が経過しており改修工事も行っているところではあるが、今後の給食の安定供給、アレルギー対応食の提供など、児童生徒数の推移等を勘案しながら、新センターの建設についても、現在、平成34年度の稼働をめざし、DB(デザイン・ビルド)方式による建て替えを検討しており、用地の確保についても努力しているとのことである。一日も早い稼働ができるよう、最善を尽くしてもらいたい。

〔措置状況〕

(1) 令和4年度供用開始予定の新センター改築に伴い、大型調理機材の更新の他、食器・食缶等もサイズ・形状など仕様変更が見込まれるため、修繕可能なものは修繕し、購入数を調整するなど、無駄が生じないように注意して購入している。令和元年度の主な備品購入としては、運搬用コンテナを3台購入（令和2年2月7日入札済）し、令和2年度春のクラス数増加（黒内小学校・愛宕中学校など）に対応する。二重中蓋式保温食缶は30缶購入し、傷みのでたものから順次交換している。調理機材についても安心・安全な給食提供のため、交換刃（さいの目切機）を購入して交換した。また、残食調査のため「はかり」を購入し、残食率や残食傾向など実態を把握することで、今後の献立作成および食育指導の参考とすることができた。

(2) 老朽化した現施設の衛生環境改善及び調理能力と児童・生徒数の増加に対応すべく、現在改築事業を進めている。現時点で調理能力数が限界に近いため、施設の改築を早急に行う必要があり、令和元年度上半期に用地買収を完了させた。また、建設についても、設計と施工を合わせて事業者を募集するDB方式（デザイン・ビルド方式）を採用し、プロポーザル方式入札による事業者と契約を締結した。現在は、児童生徒数の増加、衛生基準への適合及びアレルギー食に対応できる新給食センター施設づくりのため、設計打合せしている段階である。

【スケジュール（予定）】

令和元年度：用地買収，DB方式による入札（プロポーザル方式），契約締結
令和2年度：基本設計，実施設計，建設工事着工
令和3年度：建設工事，外構工事
令和4年度：新給食センター稼働，既存施設解体・外構工事・駐車場整備

【会計課】

〔指摘事項〕

(1) 会計に関する法令の改正や税制改正等については、関連部課との横の連携を図り、円滑な会計事務の執行に努められたい。

(2) 懸案である歳入歳出伝票の電子化に向けて関係各課と検討を行い、合理化に向け努力願いたい。

〔措置状況〕

(1) 会計に係る法令の改正等への対応については、関連部課と連携し、円滑な会計事務の執行に努めております。

(2) 伝票の電子化については、以前に実施自治体の状況を参考に、伝票審査における紙決裁と電子化とのメリット・デメリット等を比較検討しました。その結果、電子化することにより、人件費を含めた経費の増、伝票審査の時間や正確性、端末画面での審査の身体的負担、各課における添付資料のPDF化や原本資料の整理保管などの負担、口頭説明がなくなることによる適正な決裁の

懸念・コミュニケーションの希薄化，改ざんリスク，会計検査時の資料準備等の煩雑化など，これらを総合的に判断し，伝票処理における電子化の導入は見送ることとしております。

【議会事務局】

〔指摘事項〕

（１）議会においてタブレット端末が導入され，ペーパーレス化，ＩＴ化が進められていることから，県内外からも視察の要請が多くあり，議会事務局事務も多忙になっている。円滑な対応をお願いする。

（２）議会中継については，市民ホール等で映像を提供している。また，ネットでＶＴＲを流している。今後も市民に開かれた議会のため，努力願いたい。

〔措置状況〕

（１）行政視察として，議会による事務事業評価，タブレット端末の活用，保幼小中高一貫教育「きらめきプロジェクト」等の依頼が多い状況である。今年度は１０月までに１１件受け入れたが，今年度は議員の改選があることから１１月以降の視察は断っている。

（２）本会議の二日後にはネットでの録画配信を行っている。今後も，市民に開かれた議会を目指していく。

【上下水道事務所 上下水道課】

〔指摘事項〕

（１）水道事業については，全体的に施設の老朽化が進み，現在，鉛製給水管・石綿管等の交換工事等を実施している。平成２９年度末では，石綿管更新が９５．９％（平成３０年度完了予定），鉛製給水管更新が８７．７％（平成３２年度終了予定）である。一方，浄水施設（井戸水）の維持管理については費用対効果が問題となっており，昨年度，廃止の方向性を打ち出している。防災の観点も含め，遺漏のないような事業展開を望むとともに，水道事務所内の浄水施設の撤去費用等もかかることから，活用も視野に入れた事業計画をお願いしたい。

（２）下水道事業については，浄化センター改築更新工事を計画的に実施するとともに，包括委託による適正かつ確実な污水处理施設の運転・維持管理に努め，また，施設の計画的な点検・修繕を行い，安定した污水处理と水質保全に努めてもらいたい。さらに，施設の長寿命化等適正な資産管理を行うためのストックマネジメント計画と長期的な財政収支を示した経営戦略を策定し，施設の老朽対策を計画的に進めてもらいたい。

〔措置状況〕

（１）石綿管交換事業は，都市計画道路の整備予定路線等を除き，平成３０年度（一部は令和元年度に繰越）で完了しました。鉛製給水管交換事業は，令和

元年度末の更新率は96.9%となる見込みで、令和2年度に完了予定です。浄水施設については、老朽化に伴う更新費用や災害時のリスク評価の結果、令和2年度に運転を廃止することを決定していましたが、老朽化に伴う設備の故障が多発しているため、半年前倒して令和元年9月末に運転を廃止し、10月から全量県水受水に転換しました。なお、浄水施設の運転廃止に伴い、令和元年度は井戸施設撤去実施設計を行い、経営戦略に基づき、令和2年度から令和4年度にかけて市内7箇所の井戸を撤去し、令和4年度から薬品沈殿池、急速ろ過池、ポンプ井、取水流量計室、薬品注入室を順次撤去し、令和7年度に浄水施設の撤去を全て完了する予定です。

(2) 浄化センター及びポンプ場の包括委託契約が終了するため、令和元年12月に今後3年間の新たな委託契約を締結しました。また、下水道管路の突発的な閉塞や破損、定期清掃や計画的な点検のほか、緊急清掃や緊急修繕を含む管路管理業務が令和元年度で終了するため、今後3年間の新たな契約を締結し、安定した汚水処理と水質保全に取り組んでまいります。平成30年度は、今後100年の長期的な全施設の改築シナリオと毎事業年度の投資費用の平準化を検証したストックマネジメント基本方針を策定し、この方針を反映した財政収支計画を立案し、適正な財源確保を示した経営戦略の策定が完了しました。令和元年度は、今後5～7年の改築更新計画（ストックマネジメント実施方針）及び計画的な点検調査計画を策定し、老朽化施設の適正な更新による安定的な下水道事業の運営に努めてまいります。